

令和5年度 内部指導結果

本年度の内部指導は、事業計画に基づき令和6年3月に5社を対象に実施した。指導内容は、検査業者の法的な義務を中心に18項目について書類の確認及び聞き取り調査を行った。なお、これまでの実施企業は、平成16年度から令和5年度まで延べ139社である。（平成26年度から2回目）

内部指導の概要は、次のとおりである。

1 業務規程

所轄の労働局より、平成29年～令和5年に業務監査を実施されていることもあり重大な問題になるような指摘事項は見当たらなかった。

中には値引きの規定はあるものの実態と乖離していることがあったので登録機関と相談の上改善していただくこととした。

2 特定自主検査台帳及び検査済標章貼付簿

問題になる事項はなし。

3 証明書発行控(特定自主検査記録表)

① プレス機械に安全装置のないものは、不備を指摘すること。

② 新規格のチェックリストに記載してある設置床面は作業床面に訂正すること。
(同様の指摘は2社)

③ 新規格のチェックリストを作成したときは登録先の労働局に届けをすること。

④ チェックリストの検査者氏名欄は、検査者の直筆にすること。

⑤ 新規格の機械又は液圧等のチェックリストは、両手押操作式安全装置及び光線式安全装置の取付け図を記載し、作業床面からボルスターの上面までの高さ(HB)を測定のうち光安全装置の防護高さを確認すること。(同様の指摘は2社、作業台又はピットがあるとHBが変わり光安全装置の防護高さに影響する。)

4 料金表

1 業者は、検査料金の割引規定がないのに割引を行っていた。

5 証明書及び検査標章再交付申込書

1 業者は再交付申込書が揃っていなかったので見本を参考にして保管すること。

6 能力向上教育

1 業者は定期的の中災防又はプレス協議会の研修を受講して記録表を作成し保管すること。

7 特定自主検査マニュアル

- ① 全ての業者は、平成 23 年動力プレス機械構造規格改正に伴い改訂した新しいマニュアルを使用されていた。

8 その他

- ①内部指導は、5 業者ともに二回目になるので、調査項目の規定等は整備されてきており、指摘事項は大幅に減少している状況である。
- ②動力プレス定期自主検査指針が平成 24 年 3 月 30 日に施行され、これに伴い特定自主検査チェックリストを改正する場合は、登録機関に変更届を提出すること。
- ③動力プレス機械の新構造規格に適用する機械又は液圧等の特定自主検査チェックリストは、両手押操作式安全装置及び光線式安全装置の取付け図を記載し、作業床面からボルスターの上面までの高さ（HB）を測定のうえ光安全装置の防護高さを確認すること。（作業台又はピットがあると HB が変わり光線式安全装置の防護高さに影響する。）
- ④旧構造規格の検査実施状況はおおよそ次のとおり。
 - 1) 80%が 1 社 この内ピンクラッチは 0
 - 2) 90%が 3 社 この内ピンクラッチは数%
 - 3) 95%が 1 社 この内ピンクラッチは 20%

※ 動力プレス機械構造規格及び安全装置構造規格は、平成 23 年 7 月 1 日に改正され 12 年を経過しているものの、おおよそ 80%以上が旧規格のまま使用されている状況である。

以 上